

2. 法令所掌事務の処理に関する事業

(1) 農地法の規定に関する事務

農地法第4条及び第5条の規定に基づく農業委員会からの諮問に対して本会が答申を行った件数は、下記のとおりである。

答申に当たっては、常設審議委員会を毎月1回開催し、常設審議委員が慎重審議し、その結果を答申した。

(農地法第4条、第5条処理状況)

月別	4 条		5 条		4、5 条合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
4	1	10,737	16	114,764	17	125,501
5	2	35,192	10	53,488	12	88,680
6	1	3,500	17	117,449	18	120,949
7	0	0	19	102,004	19	102,004
8	4	15,285	10	65,389	14	80,674
9	0	0	10	70,505	10	70,505
10	2	3,187	10	104,329	12	107,516
11	0	0	11	79,475	11	79,475
12	1	5,818	9	41,552	10	47,370
1	2	174,489	15	175,817	17	350,306
2	0	0	12	91,939	12	91,939
3	0	0	18	121,399	18	121,399
計	13	248,208	157	1,138,110	170	1,386,318

(農地法第18条処理状況)

月別	件数	面積 (㎡)
5	1	794
10	1	3,492
計	2	4,286

(2) 農地を利用する権利の設定の裁定に関する意見について

農地法第41条第1項の規定に基づく県からの諮問に対して本会が答申を行った件数は、下記のとおりである。

答申については、常設審議委員会にて同条第2項で準用する同法第39条第4項の規定に基づき常設審議委員が慎重審議し、意見を答申した。

月別	件数	面積 (㎡)
7	1	36,385
計	1	36,385